

令和7年度保育料算定基準表 (保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所等)

(単位:円)

階層 区分		世帯区分		3歳未満児（4月1日時点）				3歳以上児（4月1日時点）			
				基本額		第2子 （基本額の半額）		基本額		副食材料費の負担	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	第1子・第2子	第3子以降
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	無	無
B	1	区市町村民税 非課税世帯	母子・父子 在宅障がい児（者）等	0	0	0	0	0	0	無	無
	上記を除く		0	0	0	0	0	0	無	無	
C	区市町村民税均等割課税世帯			7,200	7,000	3,600	3,500	0	0	無	無
	（母子・父子・在宅障がい児（者）等）			(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
D	1	区市町村民税所得割課税世帯	所得割の額が 48,600円未満	10,400	10,200	5,200	5,100	0	0	無	無
			（母子・父子・在宅障がい児（者）等）	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	2		48,600円以上 57,700円未満	13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	無	無
			（母子・父子・在宅障がい児（者）等）	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
			57,700円以上 60,000円未満	13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	有	無
	3		（母子・父子・在宅障がい児（者）等）	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
			60,000円以上 70,000円未満	17,000	16,700	8,500	8,350	0	0	有	無
			（母子・父子・在宅障がい児（者）等）	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	4		70,000円以上 77,000円未満	21,200	20,800	10,600	10,400	0	0	有	無
			（母子・父子・在宅障がい児（者）等）	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	5		77,000円以上 77,101円未満	25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無
			（母子・父子・在宅障がい児（者）等）	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	6		77,101円以上 97,000円未満	25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無
			97,000円以上 130,000円未満	29,600	29,000	14,800	14,500	0	0	有	無
			130,000円以上 150,000円未満	34,600	34,000	17,300	17,000	0	0	有	無
			150,000円以上 169,000円未満	39,400	38,700	19,700	19,350	0	0	有	無
			169,000円以上 211,000円未満	44,000	43,200	22,000	21,600	0	0	有	無
			211,000円以上 260,000円未満	49,000	48,100	24,500	24,050	0	0	有	無
			260,000円以上 301,000円未満	53,800	52,800	26,900	26,400	0	0	有	無
			301,000円以上 360,000円未満	55,000	54,000	27,500	27,000	0	0	有	無
			360,000円以上 397,000円未満	56,200	55,200	28,100	27,600	0	0	有	無
			397,000円以上 425,000円未満	57,600	56,600	28,800	28,300	0	0	有	無
	15		425,000円以上 450,000円未満	59,600	58,500	29,800	29,250	0	0	有	無
	16		450,000円以上 475,000円未満	61,800	60,700	30,900	30,350	0	0	有	無
	17		475,000円以上	64,000	62,900	32,000	31,450	0	0	有	無

備考

- 原則、保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所等の在籍期間中にご負担いただく保育料は上記の月額保育料となります。
- 【3歳未満児クラス】
D2(区市町村民税所得割合算額57,700円以上に限る)～D17に該当する世帯においては、同一世帯から就学前児童が、認可保育所の他に幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、その児童も算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します。
B2～D2(区市町村民税所得割合算額57,700円未満に限る)に該当する世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します(別世帯の子や、同世帯であっても、子以外の続柄を監護している場合には別途、申請が必要です。9ページ参照)。
順位は、年齢の高い子から数え、1人目は基本額、2人目は第2子の保育料、3人目以降は無料となります。
- 【3歳未満児クラス】
平成29年度から階層区分がC(区市町村民税所得割非課税世帯かつ区市町村民税均等割非課税世帯)～D5の一部(区市町村民税所得割合算額77,101円未満)に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい者(児)が同居している世帯等については保育料の負担を軽減する措置が始まりました。
- 【3歳以上児クラス】
令和元年10月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費(おかず・おやつ代)については、一部の世帯を除いて実費徴収となりました。金額については施設ごとに設定されているため、31、32ページにてご確認ください。
その他諸経費(3歳以上児の主食代、父母会費、遠足代等)がかかる場合があります。
利用者負担額は毎年見直しております。
- 保育料は、年度当初(4月1日時点)での年齢で決定するため、年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。
- 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、最高階層(D17)となります。